

種別変更・番号変更について

組合員資格が継続している方で、任用の変更等により組合員種別や組合員番号が変更となったときは、一斉交付で新しい資格確認書が届きます。

1 種別変更

組合員資格が継続している方で、組合員種別が変更となった場合(同時に組合員番号が変更となる場合を含む。)は「種別変更」となります。

例：一般組合員から短期組合員（正規職員を退職後、定年前再任用短時間勤務となった場合等）
短期組合員から一般組合員（臨時的任用職員から正規職員になった場合等）

<手続方法>

別紙8(3/4)を参照の上、氏名等がプレ印字された「組合員情報変更訂正届」に記入してください。

※ 被扶養配偶者がいる場合は、「国民年金第3号被保険者関係届（種別確認）」を提出してください。

※ 一般組合員から短期組合員になった場合は、「退職届書 兼 年金待機者登録届書（用紙No.年金5）」を提出してください（資格喪失手続時に提出済の場合を除く。）。

2 番号変更

組合員資格が継続している方で、組合員番号が変更となる場合は「番号変更」となります。

<手続方法>

別紙8(4/4)を参照の上、氏名等がプレ印字された「組合員情報変更訂正届」に記入してください。

※ 被扶養配偶者がいる場合に、国民年金第3号被保険者関係届の提出等は不要です。

※ 年金関係書類は不要です。

3 一斉交付で新たな「資格確認書」が届くまでの間の医療機関等の受診方法

マイナ保険証の有無及び組合員番号変更の有無により、以下となります。

マイナ保険証の有無	組合員番号の変更	受診方法
あり		マイナ保険証を御利用ください。
なし	あり	4月以降、旧資格確認書は使用できません。新所属で新しい組合員番号の「資格証明書」を発行してください。※
	なし	4月以降も新しい「資格確認書」が届くまで旧資格確認書を使用できます。

※ 別紙4「医療機関等の受診方法(資格取得時)」を参照してください。

4 その他

(1) 種別と番号が両方変更となる場合の資格取得区分は「95」(種別変更)となります。

(2) 種別変更・番号変更となるのは、資格が引き続く場合に限りです。過去に組合員資格があった方が、空白期間を経て再度組合員資格を取得する場合の資格取得区分は「再就職」となり、種別又は番号が変更となる場合も種別変更及び番号変更には該当しません。